吉祥寺東日本大震災遺族会規約

（名称）

第１条 本会の名称は、吉祥寺東日本大震災遺族会（以下、遺族会という。）と称する。

（事務所）

第２条 本会の事務所は、大槌町吉里吉里四丁目４番７号に置く。

（目的）

第３条 本会は、東日本大震災（以下、震災という。）の犠牲者の供養と遺族の心の復興を図りながら、震災の記憶と教訓を次世代に講じていくことを目的とする。

（事業）

第４条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）犠牲者の慰霊法要に関すること。

（２）遺族の身上等の相談に関すること。

（３）震災の風化防止の諸事業の実施に関すること。

（４）その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

（会員）

第５条 本会の会員は、吉祥寺ゆかりの遺族で趣旨に賛同する者で構成する。

（会費）

第６条 会費は、年額３，０００円とし、納入は郵便振り込みとする。

（総会）

第７条 総会は、役員及び幹事を持って構成し、毎年１回会長が招集し、会議の議長となる。但し、必要に応じて臨時に開くこともできる。

２ 総会は、次の事項を決議する。

（１） 規約の制定、改廃に関すること。

（２） 役員及び幹事の選出

（３） 会の事業計画と予算及び決算の承認

（４） その他目的達成に重要なこと

（会議の成立）

第８条 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

（議決）

第９条 会議の議事決定は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（役員等）

第１０条 本会に役員及び幹事を置く。

２ 役員は、次のとおりとし、会員の中から幹事が選出する。

（１） 会長 １名

（２） 副会長２名

（３）　事務局長１名
（４）　会計　１名
（５）　会計監査委員　２名
（６）　幹事８名以内
（７）　顧問　１名
３　幹事は、８名を会長が委嘱する。
（職務）
第１１条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
２　副会長は会長を補佐し、事故あるときはその代理をする。
３　事務局長は、本会の事務を総括する
４　会計は本会の会計を掌る。
５　会計監査委員は、会の会計を監査し、総会に報告する。
６　幹事は、会員の総意を代弁すると共に、本会の決定事項の円滑な推進に努める。
（任期）
第１２条 役員等の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。
（経費）
第１３条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
（予算、決算）
第１４条 本会の収支予算は、原則として年度開始前に総会の議決を得て定め、収支決算は年度終了後２ケ月以内に会計監査委員の監査を得て総会の認定に付するものとする。
（会計年度）
第１５条 本会の会計年度は、毎年４月１日から始まり、翌年３月３１日に終わる。
（委任）
第１６条 この規約に定めるもののほか、本会の管理、運営に関して必要な事項は、総会で決定する。
付 則
この規約は、平成２９年３月１日から施行する。